

# 消費税の引き上げに伴う「契約書面交付」に関して 消費者庁と経済産業省が文書を公表

## エステティック ジャーナル

# Esthetic Journal

Since 1993

2014  
**1**月  
No.455  
年間購読料 6,000円 (税・送料込)

発行所 株式会社たたぶらす  
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町3-7 敷下ビル3階  
編集・発行人 石坂泰造  
TEL.03-6206-9212 FAX.03-5256-0041  
mild2@est-j.net http://www.est-j.net

エステティックのバイオニア  
**滝川株式会社**  
www.takigawa.co.jp

### Main Contents

- 消費税の引き上げに伴う「契約書面交付」に関して  
消費者庁と経済産業省が文書を公表・・・1面～2面
- 日本ネイリスト協会新年会・・・2面
- 滝川株式会社賀詞交歓会・・・3面
- 国際文化学園新年会・・・3面
- 国際理容美容専門学校新春賀詞交歓会・・・3面
- 「第28回イヴステージ」・・・4面
- 大好評連載! 「鍼灸師SHOKO治療院」・・・6面
- たかの友梨「エステティックシンデレラ大会」・・・8面
- たかの友梨優秀社員表彰式・・・8面
- 異性を惹きつけるリネンミスト・・・8面
- Dr. ちば著「アロマ♥セックス入門」・・・8面
- ダチョウ卵黄エキス配合で花粉症対策の注目商品・・・11面
- 人気連載! 平垣美栄子の「植物療法」・・・13面
- 「シルクフィブリン」学会で研究発表・・・14面
- 千葉テレビ「ビジネスフラッシュ」で開発秘話・・・14面
- 日本初! 飲んで育てるまつ毛育毛サプリ・・・14面
- ニューリリース&トピックス・・・17面

## 日本エステティック機構も注意点を発表 消費税の引き上げが決定した平成二十五年一月一日が起因して分かりにくい

消費税が、平成二十六年四月一日から八%に値上げされること  
が決定している。長きに渡って市場規模が低迷しているエステティ  
ク事業者にとって、死活問題にもなりかねない消費税の引き上げだ  
が、いくら反対でも実行されるし、すぐそのあとで一〇%になるこ  
とも決まっている。

エステティックサービスの消費税は、もちろんお客様に負担して  
もらうことになるが、料金を一円単位で払ってもらわなくてもい  
かないので、本当に頭が痛い。

特に、コース等を前受金で契約している場合、特定継続的役務  
取引法に基づいてどのような処理が必要になるのか。消費税の引  
き上げが閣議決定された、平成二十五年十月一日以前の契約と以  
後の契約で、平成二十六年四月一日を超えた役務契約において消  
費税をどうするのか。お客様にどう対応するのか。様々な問題が発  
生することが考えられる。

消費者庁と経済産業省は、平成二十五年十二月二十七日付け  
で、「消費税の引き上げに伴う特定商取引に関する法律の特定継  
続的役務提供取引における書面交付義務についての考え方」とい  
う文章を公表した。

今回は、その文書における注意するポイント、ならびに、認定特  
定非営利活動法人日本エステティック機構がエステティック事業者  
向けに出した文書のポイントと注意点を紹介する。

### 消費税率の引上げに伴う特定商取引に関する法律の特定継続的役務提供取引 における書面交付義務についての考え方 消費者庁 経済産業省

1. 特商法の運用上注意すべき  
と考えられる点について  
(一)平成二十六年四月一日以後  
に役務が提供される見込みのある  
特定継続的役務提供契約を平成  
二十五年一月一日より後に締結  
する場合  
事情がなければ、「金銭の額」の変  
更前後で契約の同一性が失われて  
いるとは通常考えにくく、このよ  
うな場合に「金銭の額」が変更さ  
れることを理由として、事業者が  
消費者に対して特商法第四十二  
条第二項に基づく書面を再度交  
付する必要性はないと考えられる。

平成二十六年四月一日以後に  
提供される役務について、消費税  
率の引上げ分を消費者に請求す  
る場合、特商法第四十二条第二項  
に基づく書面の「金銭の額」とし  
て、消費税率の引上げ分が消費者  
の負担となる趣旨を明らかにす  
る必要がある。

(二)平成二十六年四月一日以後  
に役務が提供される見込みのある  
特定継続的役務提供契約を平成  
二十五年一月一日以前に締結し  
ている場合  
平成二十六年四月一日以後に  
提供される役務について、消費税  
率の引上げ分を消費者に請求す  
る場合、消費税率の引上げの範囲  
内で「金銭の額」が変更される限  
りにおいて、個別の契約に特段の

2. 消費者トラブルの発生を  
避けるために事業者が実施す  
べき措置について  
消費税率の引上げ分を消費者  
に請求する場合、消費者トラブル  
を防ぐ観点から、その新たな負担  
の発生について、「金銭の額」の変  
更を行う前に消費者に対して明  
確に伝えるべきであり、当該変更  
について消費者の承諾を得ておく  
ことが望ましい。また、その際、消  
費者によっては中途解約を望む可  
能性もあることから、特商法第四  
十九条第一項の規定による特定  
継続的役務提供契約の解除に関  
する事項(同条第二項、第五項及  
び第六項の規定に関する事項を  
含む)についても併せて伝えるこ  
とが適当である。

(2面へ続く)

## 7種の野菜の力を集結 "野菜マスク"

日常生活で蓄積されたお肌の疲労やストレスに、癒しと  
生気を与え、生き生きとした、つややかな肌へ導くゲルペー  
スのマスク。

7種の野菜エキス(にんじん、椎茸、ゴボウ、トマト、しそ、  
もやし、キュウリ)の豊富な栄養成分が、元気で美しい肌  
へと導く。



野菜マスク/300g



その他、お肌のトラブルに合わせて全5種類の  
水溶性天然ゲルパックをご用意しています  
ノンオイル・無着色・無香料



水溶性天然ゲルパック



POLICY  
ポリシー化粧品

ポリシー化粧品 株式会社日本ビューティコーポレーション  
〒104-0061 東京都中央区銀座 4-10-16 URL: http://www.nihonbeauty.co.jp/

お問い合わせ 東京/03-3671-8731(代)  
大阪/06-4800-6000(代)

YAHOO! JAPAN 日本ビューティ 検索